

明細書再考—その5

—「温風暖房機事件」を通して考える—



会員 保科 敏夫

目次

1. はじめに
2. 特許を得るまでのクレームの変化
3. 「温風暖房機」の発明内容
4. クレーム記載内容
5. 「温風暖房機」の本来の発明
6. まとめ

1. はじめに

特許実務に携わる者は、より良い特許明細書および特許クレームを求めるのが常である。そのために、多くの特許実務家が明細書力およびクレーム力を高める努力を欠かさない。ここで、「明細書力およびクレーム力」は、基本的には、良い明細書および良いクレームを作成する力を意味するが、明細書およびクレームに記載された技術的事項を適切に解釈する力をも含めることができる。

このような力を高めるため、私たち特許実務家は、裁判例およびそれに関係する特許明細書を検討し研究する⁽¹⁾。「温風暖房機事件」は、特許第1841614号の「温風暖房機」の発明に関する事件である。具体的には、東京地裁平成11年（ワ）第24433号の特許権損害賠償等請求事件（判決日：平成13年9月6日）と、東京高裁平成13年（行ケ）第96号の無効審決取消請求事件（判決日：平成15年1月29日）とが関係する。

「温風暖房機」は、一般の家庭にある比較的身近なものであるし、技術的にも理解しやすい部類に属する。しかも、事件の視点が複数にわたること、また、その特許明細書およびクレームのキズが出願後の特許審査、特許後の裁判のいずれの段階でも表に出なかったこと、などの点から恰好な研修題材である⁽²⁾。なぜ、キズが明らかにならなかったのだろうか。これを検討することは、明細書力およびクレーム力の向上に必ずやプラスになると考える。

2. 特許を得るまでのクレームの変化

特許出願後、特許を受けようとする「温風暖房機」

の内容は三回にわたって変化している。変化した部分にアンダーラインを付けて示す。

2.1 出願当初（出願公開時）のクレーム

—特開昭61-52548号公報から—

ケース内に設置したバーナーで液体燃料を燃焼させ、この燃焼によるガスと空気を混合させた温風を水平面に対し下向きケース外に吹き出すようにした温風暖房機において、

上記バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させたことを特徴とする温風暖房機。

2.2 出願公告時のクレーム

—特公平2-27576号公報から—

液体燃料を気化させる気化器と、液体燃料の気化ガスと空気との予混合気を燃焼させるバーナーと、燃焼ガスと空気を混合させた温風を送風ファンにより水平面に対し下向きケース外へ吹き出す通路を形成する熱遮蔽板及びダクトとを備えた温風暖房機において、

上記バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させたことを特徴とする温風暖房機。

ここでは、特徴要件を変えることなく、前提とする温風暖房機を気化式のものに限定している。すなわち、石油（灯油）を代表とした液体燃料を用いる燃焼器には、液体燃料を噴霧し、噴霧状の燃料を点火し、それと同時に燃焼に必要な空気を強制的に送り込む噴霧式と、予混合気を燃焼させる気化式とがあるところ、適用対象を後者の気化式のものに限っている。なお、噴霧式は構造が簡単であるが、熱効率の点では今一步である。それに対し、気化式は燃焼炎が安定し熱効率が良いとされる（たとえば、特開昭54-44426号公報）。

2.3 法第64条の規定による補正後のクレーム

液体燃料を気化させる気化器と、液体燃料の気化ガスと空気との予混合気を燃焼させるバーナーと、燃焼ガスと空気を混合させた温風を送風ファンにより水平

面に対し下向きケース外へ吹き出す通路を形成する熱遮蔽板及びダクトとを備えた温風暖房機において、

上記バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させるとともに上記気化器を前方に設けたことを特徴とする温風暖房機。

特許異議申立てに応じて、「気化器を前方に設けた」という限定を加えたようである。実は、この限定の内容が何を意味するかが裁判の上で大きな争点になった。その点、後で詳しく述べる。

3. 「温風暖房機」の発明内容

発明の内容については、明細書を良く読み、クレームに基づいて把握すべきである。ここでも、その原則にしたがうが、まずは絵解きを中心にした説明によって、発明のあらすじを明らかにしたい。

図1は、改良前の温風暖房機を示す縦割りの断面図であり、「温風暖房機」の公報の図の一つ（第3図）に対応する。従来の温風暖房機は、燃焼のためのバーナー6が垂直に立っている。そのため、その炎も垂直である。バーナー6の周囲を熱遮蔽板7が取り囲み、その中をバーナー6の燃焼ガスが上昇する。

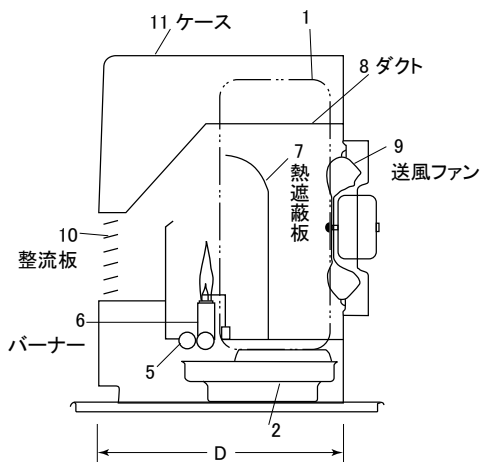


図1 従来の温風暖房機

温風暖房機には、ケース11の前側に温風の吹出し口となる整流板10があり、また、ケース11の後側に送風ファン9がある。送風ファン9による空気は、熱遮蔽板7の上方を取り囲むダクト8に沿って整流板10側へと向かう。その間、送風ファン9からの空気と上昇する燃焼ガスとをよく混合させて、できるだけ均一な温風にしたい。そのため、従来では、熱遮蔽板7と整流板10との間に十分な空間（混合を充分に行うための空間）が必要であったようである。そこで、温風暖房機の奥行、つまり整流板10のある前面から送風ファン9のある後面までの距離Dが大きくなっ

ていた。

出願時点および出願公告時のクレームによると、この発明は、「上記バーナー（6）を垂直面に対し後向きに傾斜させたことを特徴とする」という。この特徴だけを考慮して図を描く（図1を書き換える）と、次の図2を得る。

図2の改良温風暖房機では、バーナー6を送風ファン9のある後側に傾斜させている。その結果、バーナー6の炎も後側に傾斜し、その高さが低くなっている。バーナー6の炎の位置が変わるため、後側の熱遮蔽板7も送風ファン9のある後側に移動させざるを得ないだろう。

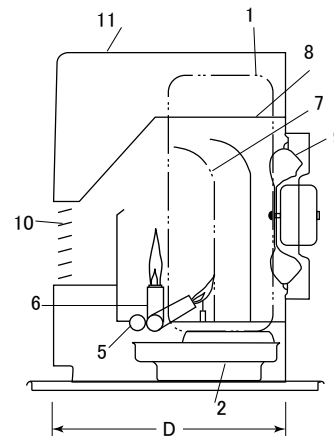


図2

しかし、この図2からも明らかなように、「バーナー（6）を垂直面に対し後向きに傾斜させた」としても、温風暖房機の奥行は図1の従来例のものと同様の大きさDである。出願公告時のクレームは、奥行Dを小さくするという目的を達成することができない技術内容を示すだけである。とすれば、そこにクレームの記載不備があることは確実だ。特許審査の段階で、なぜ、そのような明確なキズに気づかなかったのだろうか、という疑問が沸く。

その点、この発明を図示した図3（公報の第1図に対応）に惑わされたのかも知れない。

図3によると、「バーナー（6）を垂直面に対し後向きに傾斜させた」ことにより、温風暖房機の奥行dは、図1の従来の大きさDに比べてはるかに小さくなっている。

さて、図1と図3とを比較すれば明らかなように、大きさDが小さな値dになる要因は二つある。第1は、送風ファン9のあるケース後面とバーナー6後方の熱遮蔽板7との間の距離d1が小さくなったこと、第2は、バーナー6の位置から整流板10のあるケース前面までの距離d2が小さくなったこと、である。第1の要

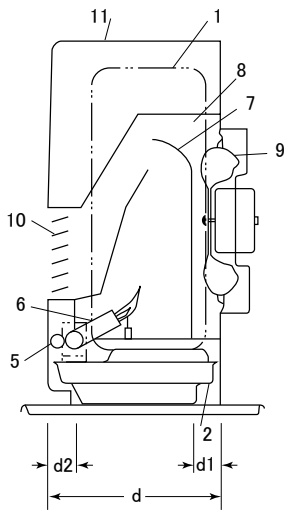


図3 この発明の温風暖房機

因について、特許明細書は、「この実施例の上述した以外の構成は従来のものと同様」というだけであり、何も説明していないし、熱遮蔽板7の位置は送風ファン9およびバーナー6との関係で定まる必然的な事項である、と考えられる。したがって、この発明との関係からすれば、第1の要因の大きさd1は設計的な事項ということができよう。

一方、第2の要因の大きさd2は、この発明の本質的な特徴に関係する、と考える。その点、特許庁の審査段階では勿論のこと、裁判の段階でも何ら問題にならなかった⁽³⁾。不思議である。したがって、これについては、後で詳しく検討したい。

次に、この発明は、出願公告後の補正によって、「上記気化器(5)を前方に設けた」という限定を加えた。「温風暖房機」の特許権損害賠償等請求事件では、ここで問題とする特許第1841614号だけでなく、登録番号第1858417号の「気化管式燃焼装置」⁽⁴⁾に基づく侵害も話題になっている。この「気化管式燃焼装置」は、温風暖房機のレイアウトに関するものである。図4が横割りにした従来のものの断面図、図5が改良したものの同様の断面図である。

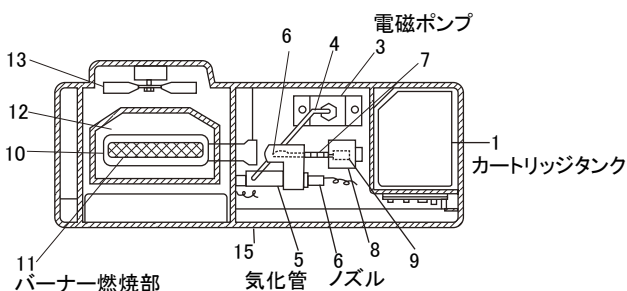


図4

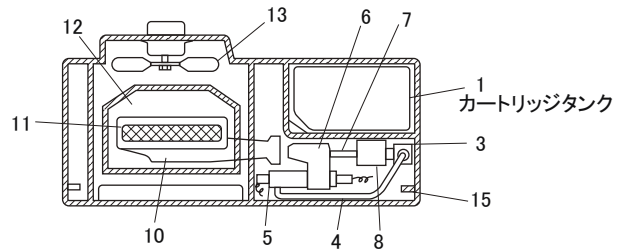


図5

図4に示すように、従来、バーナー燃焼部11の隣に気化管5、ノズル6、電磁ポンプ3等の機能部品を配置し、それら機能部品のさらに隣にカートリッジタンク1を配置していた。しかし、配置上、温風暖房機が余りに横長になるし、たとえば電磁ポンプ3の前に気化管5が位置するため、サービスの作業性に難点がある。そのような難点を解消するため、改良版では、図5に示すように、カートリッジタンク1を薄型にし、そのタンクの前に機能部品を配置している。改良版によれば、温風暖房機の横方向の長さ（間口）を小さくし、サービス作業性を向上させることはできる。

しかし、改良版、別にいうと、「カートリッジタンクの前方に気化器などを配置した」としても、（間口を小さくすることはできても）奥行を小さくすることには寄与しない。したがって、「奥行を小さくする」発明にとって見れば、「気化管式燃焼装置」のような改良は二次的な問題である。

4. クレーム記載内容

「温風暖房機」の最終的なクレーム記載内容の中で、その特徴要件は、次のAとBとの二つである。

(A) バーナー(6)を垂直面に対し後向きに傾斜させたこと

(B) 気化器(5)を前方に設けたこと

Aの点について、本件明細書は、「問題点を解決する手段」において「ケース内に設置されたバーナーを後向きに傾斜させたものである」とするだけであり、また、「作用」において「バーナーを後向きに傾斜させることで、バーナーの炎口をケースの後側にずらすと共に、火炎も後傾することで、温風暖房機の間口を広くすることなく、奥行を短くして小型化を図った」というだけである。これらからは、バーナーを後向きに傾斜させることにより、なぜ奥行が短くなるかを知ることができない。なぜなら、後向きに傾斜したバーナーは、垂直に立てたバーナーに比べて、奥行方向のスペースを余分にとるからである。その点[実施例]の中に「熱遮蔽板7は前面部が後向きに傾斜してい

る。8は熱遮蔽板7を取り囲んだダクトであり、ダクト8は前面部が後向きに傾斜していると共に奥行が短くなっている」との記載がある。この実施例の記載から、ダクト8の傾斜した部分の奥行が短くなるということは分かるが、ダクト8および熱遮蔽板7の前面部の各折り曲げ部分から整流板10にまで至る前面側の奥行は従前と同様である。したがって、バーナーを傾斜させてダクト8の傾斜部分の奥行を短くし、その分によって、バーナーの傾斜に伴う奥行スペース増を相殺することができる点だけは理解することができる。

Aの点に関連し、裁判所は、「本件発明は、バーナーを後傾させても熱遮蔽板を後退させる余裕が装置後部に存在し、これに従ってダクトも後方に移動させ、熱風の混合のために必要であったケース前面付近の空間を省略して、ケース前面を背面方向に後退させることを可能にしたものである」という⁽⁵⁾。しかし、装置後部に熱遮蔽板を後退させる余裕があるとすれば、その余裕はバーナーを垂直に立てた場合でも同様であるし、本件明細書は「ケース前面付近の空間を省略」することについては何も示していない、と思う。したがって、バーナーを後傾させるだけでは、装置の奥行を短縮することの説明がつかない。何か本質的なものが抜けていると考えられる。

もう一方のBについて、審決は、「気化器を前方に設けた」の記載を「気化器をカートリッジタンクの前方に設けた」の意味に限定解釈し、明細書の記載不備はない、という判断をしている。

その点、裁判所では、「明細書の特許請求の範囲を解釈するに当たっては、一体の発明である本件発明が全体として合理的に理解可能となるように解釈すべきである」とし、「確かに、本件明細書の特許請求の範囲中「前方」の記載は、それ自体一義的に明確ということではできないが、本件明細書の発明の詳細な説明を参酌することにより、上記のとおり「カートリッジタンクの前方」の意味であると解釈することができる」という。

裁判所の言及は、一般論からすれば正論である。その正論にしたがって発明の詳細な説明を参酌するならば、「前方」について、別の解釈が生まれることにはならないだろうか。[発明が解決しようとする問題点]には、「上述のような従来の温風暖房機は、温風をケース11正面から下向きに吹き出させるために、カートリッジタンク1の前方に気化器5とバーナー6が設置されていると共に、熱遮蔽板7と整流板10の間に温風が混合する空間を必要とするために、温風暖房機の

奥行が長くなり、また奥行を短くすると気化器5の間口方向一側にカートリッジタンク1が配置されるために間口(幅)が広くなり、暖房機が大型化するという問題があった。

この発明は、上述説明したような従来のものの問題を解決して、奥行が短く小型な温風暖房機を簡単な構成で提供することを目的としている」とある。

これらの記載から、この発明が、温風暖房機の小型化のために奥行および間口の両方の短縮を意識していることは肯ける。しかし、「カートリッジタンク1の前方に気化器5とバーナー6が設定されている」ことを、温風暖房機の奥行が長くなることの原因としてとらえている。これは、おそらく図1(公報の第3図対応)を見ながら、単に漠然と表現した内容ではなかろうか。なぜなら、實際上、「カートリッジタンク1の(奥行方向の)前方にバーナー6を設定する」ことはあり得ないからである。

しかも、「気化器を前方に設けた」の記載を「気化器をカートリッジタンクの前方に設けた」という意味に解釈した場合、二つの特徴要件AとBの組み合わせによっては、少なくとも奥行を短縮するという発明の目的を達成することができない。そこに明らかな記載不備がある、といわざるを得ない。したがって、明細書およびクレームに記載された内容をより合理的に解釈するとすれば、「気化器(5)を前方に設けたこと」という特徴要件Bは、「気化器(5)を温風暖房機のハウジング全体の中の前方部分に設けたこと」と解釈するのが妥当である、と考える。

5. 「温風暖房機」の本来の発明

正直なところ、「温風暖房機」の特許明細書を読む限り、発明が適切に把握されていないというキズを見出さざるを得ない。そこで、その特許明細書の記載内容を頼りにして、発明の把握を試みたい。

まずは、発明の起点となる技術的な問題点であるが、「できるだけ均一な温風を得るために、熱遮蔽板7と整流板10との間にそれなりの混合空間が必要」であり、そのために「温風暖房機の奥行が長くなること」にある、と解したい。

したがって、この発明自体は、原則的には、カートリッジタンクの前方に機能部品を配置する場合(図5)だけでなく、バーナー-燃焼部-機能部品-カートリッジタンクのように間口方向に一行に配列する場合(図4)にも適用することができる。ただし、奥行を短縮するという発明の実効を上げるためには、奥行の面で

余裕のない図5の場合には、特に、カートリッジタンクを極端に薄型にするなどの工夫が必要であろう。

さて、燃焼ガスと空気とをより均一に混合させるためには、十分な大きさの混合空間が必要である。その点、この発明では、第1に、バーナー6を後方に傾斜させるために、バーナー6の炎の高さ位置が低くなる。そのために、その上の空間が大きくなり、そこで的一次混合が今まで以上に期待できる。そしてまた、バーナー6の炎の形状が変わることにより、前側の熱遮蔽板7を後方に傾斜させることができ、その前側の熱遮蔽板7とダクト8との間の空間が大きくなり、奥行方向の寸法を大きくすることなく十分な混合空間を得ることができる。これに対応する発明の構成要件をいかに捉えるかが難しい。すなわち、「バーナー6を後傾させる」という条件に対し、何を結合させるかが腕の見せ所になろう。本件発明の場合、「バーナー6の傾斜角度（垂直面からの傾斜角度）が熱遮蔽板7の前面部の傾斜角度に比べて大きい」という限定は致し方ないかも知れない。

ところで、傾斜させるバーナー6の下部（つまり、気化器5につながる側）の位置についてはどうであろう。その位置を整流板10下方のデッドスペースに設置すること、が必須の構成要件になるかが問題である⁽⁶⁾。「前側の熱遮蔽板7を後方に傾斜させることにより、それとダクト8間の空間を広くすることができる」のであるから、バーナー6の下部を位置的に限定することは原則的には不要である、と解したい。それによって、その限定のない実施品を特許的に押さえることができる。「温風暖房機」の発明について、このように把握し、それに沿った明細書およびクレームを作成するならば、ここで検討したような争いは生じなかったのではないだろうか。

6. まとめ

以上、「温風暖房機」について検討したとおり、発明を的確に把握することは困難であり、そこにキズが生じやすいこと、発明の把握のキズはクレームおよび明細書にキズを生むこと、そして、そのキズが特許審査および裁判所における判断にまでキズを生むおそれがあること、が判明した。頭の中で分かっていることではあるが、特許実務に携わる者は、心して発明を把握するように努めるべきである。

また、クレームおよび明細書を評価し、あるいは判断する者は、まずは、表現された発明の内容、特に、その発明のねらいと、そのねらいを達成するためのメ

カニズムについて正しく理解するようにしたい。そのような正しい理解がなければ、正しい評価や判断がなされようがない。

注

- (1) 明細書力およびクレーム力を高めるための最良の方法は、OJT (on-the-job training) であろうが、裁判例の特許明細書（および特許クレーム）を分析することは、それに次ぐ良い方法である。これらは、検討する対象が自己/他人の作品という違いはあるが、いずれの対象も研修の題材である。したがって、作品を非難する気持ちは毛頭もない。
- (2) 「温風暖房機」は、裁判に係わるだけでなく、特許段階で特許異議の申立ての洗礼を受け、さらに、複数の判定請求事件（平成9年判定請求第60001号、平成9年判定請求第60003号）が関係している。それらもまた、研修題材としての「温風暖房機（事件）」の価値を高めている。
- (3) 渡部温「最近の審決取消訴訟における進歩性判断の傾向（機械分野）(2)」パテント, Vol.58, No.4, 2005は、「温風暖房機」の審決取消請求事件について、次のような論評をしている。

「しかし、やや疑問に思うのは、「バーナーを傾斜させたなら、普通ならその方向に温風暖房機が長く（分厚く）なるのに、本件発明では短くなる」というのであるから、なんらかの“手品の種”があるはずで、「その手品の種の部分がクレームに書いてあったのか」ということである。本件発明の実施例の場合、温風暖房機の厚さ（奥行）が短くなったのは、上掲の図において、「バーナーを寝かせてその下部を熱風噴出口（整流板のあたり）の下にもって来た」ためであって、単にバーナーを傾斜させただけなら、常識どおりの線で温風暖房機の厚さは長くなる。このような、傾斜させたバーナーを従来品のデッドスペースのようなどころへもっていく旨の構成は、筆者の見るところ、クレームには記載されていないようである。」

- (4) 登録番号第1858417号の「気化管式燃焼装置」は、ペアとなる特許第1841614号の明細書の中で従来例として紹介されている技術内容（つまり、権利者自らが公知であることを自認している内容）であり、本来的に無効理由をもっている、と考えられる。

その点、平成11年(ワ)第24433号事件において、当事者および裁判所が「無効」という結論を出すために、相当の労力を費やしていることが気になる。

- (5) 東京高裁平成13年(行ケ)第96号において、進歩性の判断の誤りを検討する中での言及。
- (6) 前記の(3)で述べたように、「バーナーの下部を整流板の下方のデッドスペースに配置する」とすれば、その限定事項を充足しない物は技術的範囲に入らないことになる。
(原稿受領2006.4.3)